

三重県内の雇用情勢と 緊急雇用・経済対策

三重県生活・文化部長 安田 正



発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
(財)三重県地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
http://www.mie-jichiken.jp/
info@mie-jichiken.jp

1 ●急速に悪化した県内の雇用情勢

三重県の近年の雇用情勢は、北勢、中勢地域の製造業を牽引役として、有効求人倍率が1.4倍から1.5倍程度と全国トップクラスを維持するなど好調に推移してきました。

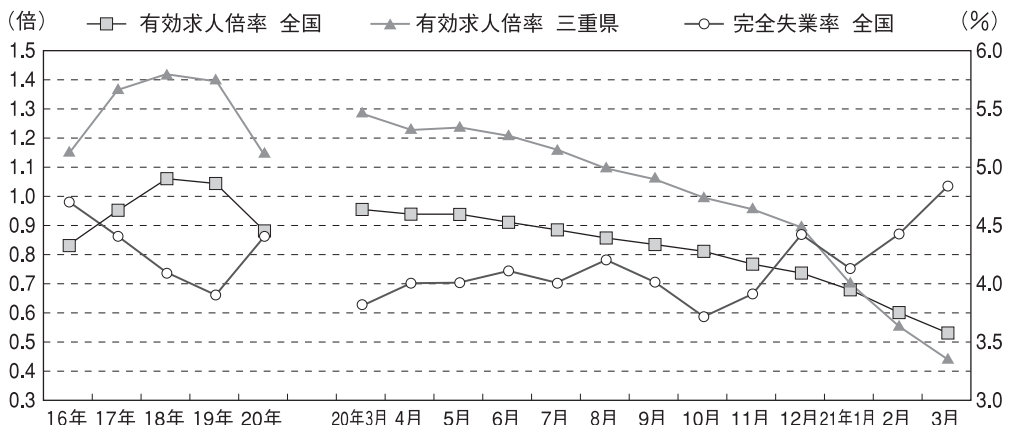
しかし、有効求人倍率は、平成20年に入って緩やかな下落傾向となり、昨年10月には4年11カ月ぶりに1.0倍を割り込む0.99倍となり、今年の2月には昭和55年1月以来、29年1カ月ぶりに全国平均を下回る0.55倍(全国平均0.59倍)、さらに3月には記録が残る昭和38年1月以降で最も低い数値である0.44倍と、100年に一度といわれる世界同時不況の影響を受けて急激に悪化してきました。

全国的にも本県を含む東海地域の落ち込みが特に著しく、地域の産業を牽引してきた自動車や電機などの製造業を中心とする輸出関連産業の雇用調整が進んでいることが要因と考えられます。

また、地域別の有効求人倍率(3月)は、県内経済の好調を支えてきた北勢・中勢地域でその悪化が顕著となっており、前年同時期と比較して四日市地域で1.66倍から0.50倍、鈴鹿地域



平成21年3月の有効求人倍率の推移



(注) 求人倍率(季節調整値)は、平成21年1月分の公表に合わせて季節調整値替えを行い、平成20年12月以前の数値を改訂しています。なお、季節調整値法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)を使用しています。

平成21年3月のハローワーク別有効求人倍率(学卒除きパートを含む原数値)

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野
21年3月	0.47	0.50	0.28	0.63	0.45	0.55	0.30	0.70	0.46
21年2月	0.58	0.66	0.38	0.77	0.61	0.66	0.37	0.83	0.54
21年1月	0.75	0.79	0.59	0.98	0.71	0.83	0.46	0.94	0.43
20年12月	1.03	1.09	0.82	1.26	0.84	1.03	0.69	1.06	0.47
20年3月	1.31	1.66	1.35	1.57	1.46	0.99	1.00	0.98	0.63

拠:三重労働局資料に基づく

が1.35倍から0.28倍、松阪地域が1.46倍から0.45倍となるなど急激に下落し、伊賀地域も0.30倍と非常に厳しい雇用情勢となっています。

2 ●緊急の雇用・経済対策

こういった急激な雇用情勢の悪化を受け、三重県では昨年12月、経済対策と雇用対策を迅速かつ総合的に推進

するために副知事を座長とする「三重県緊急経済対策会議」を設置しました。

当面の対策として、従業員数50名以上の企業等約1,000社を県幹部職員が訪問し、雇用の維持及び採用内定の履行について協力要請を行いました。また、中小企業の資金繰りを支援する

ため、「原材料価格高騰対応等緊急資金」の融資限度額の引き上げと融資期間の延長などを行うとともに、特別相談窓口を開設しました。

一方、離職者の就職支援や離職時のトラブル等の解決を支援するため、若者の就職支援機関である「おしごと広場みえ」と「三重県労働・生活相談室」に「離職者相談窓口」を設置しました。これらの相談窓口には、外国人労働者への対応として、通訳を配置するなど相談体制の充実を図り、生活支援対策として住居に困窮する離職者への県営住宅等の入居相談や、生活資金に関する各種融資制度の紹介等も行ってきました。

また、離職者の就職を支援するためにハローワークなどの関係機関と連携して合同企業面接会等を開催しました。

さらに、雇用の確保と離職者への生活支援に緊急に取り組むため、国（三重労働局）、県、各市町で構成する「三重県総合就業・生活支援連絡会」を設置し、国の緊急雇用への対応や雇用住宅・生活支援等に係る情報の共有と連携を図っているところです。

3 ●平成20年度末からの雇用・経済・生活対策

三重県では、「雇用対策」「経済対策」「生活対策」を3つの柱として国の対策と連携しながら、平成20年度末から21年度にかけて取組を進めています。

第1の柱である「雇用対策」では、まず「雇用機会の創出」として、国から交付された「ふるさと雇用再生特別交付金」43億8千万円と、「緊急雇用創出

事業臨時特例交付金」33億5千万円を県と市町で活用し、3カ年にわたって雇用創出に取り組むこととしました。

離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者に臨時的、一時的な働き就業の機会を提供する「三重県緊急雇用創出事業」として3カ年の事業費総額の約7割を平成21年度に計上し、集中的に取り組むほか、地域のニーズに対応した事業によつて地域の求職者を雇い入れ、安定的な雇用機会の創出を目指す「ふるさと雇用再生特別基金事業」に取り組みしており、両事業の実施によつて本年度約1,500人の新規雇用創出につながるものと考えています。

次に「情報提供とマッチング」として、今年4月に「三重県求職者総合支援センター」を四日市市に設置し、生活・就業相談と公共職業安定所が行う職業相談・職業紹介を一体的に実施しています。

また、求人と求職者のミスマッチ解消に向け、福祉分野では本年2月に「三重県福祉就労・生活相談センター」を設置するとともに、県社会福祉人材センターの取組強化を図り、農林・水産分野では意欲を持ってチャレンジしようという方の就業、就職に向けた支援を、三重県農林水産支援センターを中心に取り組んでいます。

さらに「職業訓練・就労支援」として、従来の公共職業訓練に加え、離職者が円滑に再就職できるよう、専門学校等を活用した委託訓練を拡充したほか、フオークリフト運転技能講習等において外国人向け訓練を実施するなど、就労

に結びつきやすい職業訓練の実施に取り組むとともに、民間の資格取得講座等を受講する県民にその費用を助成します。

第2の柱である「経済対策」では、まず「情報共有と協議の場」として、産業界、金融機関、労働団体、国、県、市町等の代表者で構成する「三重県経済危機対策会議」を設置し、県内経済情勢の共有化と、追加的な対策はもとより、中長期的な視点による対策も含めて幅広く検討を進めています。

次に「中小企業経営安定化」として、昨年12月から制度を拡充したセーフティネット資金などにより引き続き企業の経営安定化を支援しています。

「チャンスづくり」では、自動車・電子部品など、特徴ある技術を有する中小企業等の新事業展開を支援するほか、農林漁業者と商工業者等が連携して有機的に行う新商品・新サービスの開発等を促進するため、「みえ農工商連携推進ファンド」を組成し、創意工夫を生かした取組や公設試験研究機関を活用した技術開発やデザイン力の向上などの取組を支援しています。

第3の柱である「生活対策」では、まず「住宅確保」として、国の雇用促進住宅への入居を円滑にするために入居条件の緩和や家賃の引き下げを国等に要請したほか、住民が身近な地域で安定した生活を送ることができるよう市町が離職者に対して住居を短期間確保する場合に県が必要経費の2分の1を補助する制度を創設しました。

次に「生活者福祉」として、離職者

や急激な収入減収者に対して100万円を限度とする緊急生活資金融資制度を設けたほか、各種の福祉制度や雇用支援制度が利用できるまでのつなぎの資金として三重県社会福祉協議会による緊急小口資金融資が始まりました。

「教育機会の確保」では、保護者の収入が急激に低下した県立・私立の高等学校生徒に対する授業料の減免や修学資金の貸与を行うとともに、医療・看護を学ぶ外国人学生や外国人学校への支援を行っています。

4 ●国の対策を最大限活用した今後の対策

三重県では、以上のように、平成20年12月以降、離職者の雇用創出や生活支援はもとより、雇用の継続につなげるための対策を実施しています。一方、政府は4月27日に、さらなる追加対策として雇用調整助成金の大幅拡充や職業訓練の拡充と訓練期間中の生活保障、緊急雇用創出事業の拡充などの雇用対策のほか、中小企業向け緊急保証枠拡大など企業の資金繰り対策に加え、環境対応車への買換えの普及促進、グリーン家電の普及加速、太陽光パネルの住宅やオフィスへの設置支援等を盛り込んだ平成21年度補正予算案を国会に提出しました。

県としては、国の追加対策を最大限活用した追加対策をできるだけ早期に実施できるよう準備を進めており、これらの追加対策も含めた対策により県内の雇用や経済の回復につなげていきます。

三重郡川越町 低公害車購入費 補助金制度 について

三重県地方自治研究センター主任研究員
山本 浩之



近鉄電車に乗って名古屋方面に向かい、四日市市を過ぎてなお北上すると、車窓は市街地の風景から少しずつ水田の景色へと変化し、また、遠く海側に大きな煙突が見えてくる。

ここは三重郡川越町。員弁川(町屋川)を境に桑名市に隣接、南は商工業都市四日市市に接し、東は伊勢湾を臨む町である。

総面積は8.71平方キロメートルと、三重県内では2番目に小さく、そのほとんどが標高約0m~5mの平坦地である。このコンパクトな町の特性を生かし、町総合センターを拠点に保健・福祉・医療サービスの充実と、教育・文化の振興に意欲的に取り組んでいる。

もともと川越町は、のどかな農漁村であり、伊勢湾沿岸では主に海苔の養殖、内陸部では稲作などが行われていた。しかし、高度経済成長期に入ると開発が進み、沿岸部は埋め立てられて、さまざまな工場などが進出し、幹線道路沿

いにも商業施設が並び始めた。また、住宅地の整備もされ、大都市に近いこともありベッドタウン化したため、人口も年々増加している。

近年では役場本庁舎の建て替えなど、主に公共施設の充実が図られ、また大型商業施設などが建設されたことにより、町内はもとより、周辺自治体からも車で訪れる人が多くなった。そのため、町全体の交通量が増加し、大気汚染などの環境問題が懸念されている。

そのような中で、川越町は平成15年に「川越町低公害車購入費補助金交付要綱」を制定し、環境にやさしいといわれている低公害車を、町民が購入する際に補助を行い、低公害車の普及を促進することとした。現在県内の市町では、この補助金制度があるのは、川越町と鈴鹿市のみである。

今回取材をさせていただいたのは、この制度を担当している、川越町町民環境課長の加藤和彦氏である。どのようにしてこの制度ができたのかなど、川越町役場を訪ねて話を伺った。

この制度ができた経緯を教えてください。

1997年に制定された、いわゆる「京都議定書」がきっかけでした。この議定書で、日本は、地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素などの温室効果ガスを、2008年から2012年の期間中に1990年と比較して6%削減すると決まりました。このことがきっかけとなり、2003年に国が住宅用太陽光発電システム設置金補助金制度を策定

し、それに加え、自動車の排気ガスも「京都議定書」による二酸化炭素の排出削減計画に該当しているため、当町独自でこの制度を制定しました。

この制度の概要を教えてください。

この制度は、町内在住の「低公害車」を購入した人に補助をしています。補助申請の条件は、新車登録の自動車を購入することなどです。補助金は、1台につき車両本体価格の5%で、上限10万円です。

今までどのくらいの方が申請に来られましたか？

補助金制度ができてから、これまでに年平均で数台程度の申請があり、今までに、合計で9件受け付けました。年々伸ばしていきたいとは思っていますが、残念ながら思い通りにはなっていません。

この事業に対する取り組みについて、難しいと思うところを教えてください。

補助を受けられる車種が、ハイブリッド自動車や電気自動車と限られているところですね。一例として、この制度に関する問い合わせの中で、「低排出ガスを

川越町低公害車購入費補助金交付要綱(抜粋)

要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、低公害車の購入者に対し低公害車購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、低公害車の普及を図り、もって地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素の排出削減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低公害車 別表の区分に規定する自動車をいう。
- (2) 低公害車購入者 低公害車を自ら使用する目的で購入する個人で、新車登録をする時点において一年以上引き続き川越町内に住所を有するものをいう。ただし、当該低公害車の自動車検査証に記載された所有者と使用者が異なる場合は、使用者の住所が川越町内であること。
- (3) 車両本体等価格 設計段階から低公害車として製造した場合は、その低公害車の車両本体価格をいい、既存の自動車の車両本体価格に改造費を加算した価格をいう。

(対象者及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象者は平成15年4月1日以後に新車登録をした低公害車購入者とする。

2 補助金の額は、1台につき、車両本体価格に100分の5を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。この場合において算定した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

を購入したが、この補助は受けられるのか？」と聞かれることがあり、「低公害車」という条件を住民の方が勘違いされていることが挙げられます。低排出ガス車とは、一酸化炭素など有害物質の排出割合を、最新の規制値からどの程度削減されているかについて、国土交通大臣が認定している車のことで、この「低排出ガス車」は、ハイブリッド自動車などの「低公害車」とは違うので、補助は受け付けていません。

また、そのほかに難しいと思うところとして、「低公害車」は普通自動車と違い、車両本体価格が高価であることもあげられます。このことについては、私たちがどうにもならないことですが、しかし、安価なハイブリッド車が、近頃発売され始めたので、このことをきっかけとして、もっと「低公害車」が普及していけばと思っています。

当町は今後もこの事業を継続し、「低公害車」を購入された町民の方に対し補助をしていく予定であり、少しでも二酸化炭素の排出削減に努めていきたいと考えています。

◎この制度で、どのくらい地球温暖化防止に対する効果があると考えられますか？

当町には、国道1号線・国道23号線・伊勢湾岸自動車道・北勢バイパスや、また近い将来霞ヶ4号線ができる予定であるなど、狭い町内に車が多く走っています。そのため、当町は車から排出される二酸化炭素を、少しでも削減するよう、このような低公害車購入補助金

を出しています。しかし、本来これらの道路を走っている車も、低公害車に変えるというような対策をとっていただかないと、地球温暖化の原因とされている二酸化炭素の削減効果は、あまり期待できないと思っています。そのためにも、他の市町にもこのような制度ができ、少しでも二酸化炭素削減ができればと思います、この制度を続けていきます。

加藤氏の話をもつて、補助申請台数が私自身の想像していた台数よりも、ずいぶん少ないという印象を受けた。しかし、川越町の全人口は13,000人あまりと少なく、そのうち自動車の運転ができる人の割合、住民の自動車の保有台数等を考えると、申請台数もこの程度になつてしまうのだろうと思った。また、町内を走っている自動車の大半は、他の自治体から町内を通り抜けるだけであるため、川越町のみが低公害車の普及促進をしていることは、この制度の原点である二酸化炭素等の削減効果において、それほど高くないのではと感じた。

これらのことから勘案すると、町内はもちろんのこと、県内及び県外の市区町村にも、例えば国が予算措置をすることなどの対応により、この制度を拡充することで、二酸化炭素などの温室効果ガスが削減し、「京都議定書」の目標が達成できるのではないかとと思われる。

※霞ヶ4号線／四日市市霞ヶ浦地区にある四日市港と、伊勢湾岸自動車道みえ川越ICを結ぶ臨海道路。

総会記念講演会のご案内 「深まる経済危機と新しいセーフティネットの再構築」

奈良女子大学名誉教授 澤井 勝氏



澤井 勝氏 略歴
1942年東京都生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得。地方自治総合研究所研究員、奈良女子大学生活環境学部教授を経て現職。著作に『現代の地方財政』（共著、有斐閣、1992年）、『市場・公共・人間』（共著、第一書林、1992年）、『変動期の地方財政』（敬文堂、1993年）、ほか多数。

現在の日本経済は、アメリカのサブプライムローン問題から端を発した、「100年に一度」といわれる経済危機に陥っており、その影響は地方自治体における大幅な減収をはじめ、個人消費の落ち込みや雇用問題など、いたるところに広がっています。

このことに関連し、いわゆる「派遣切り」や「雇止め」などの影響により、失業者が急速に増加しています。非正規労働者の多くは雇用保険など、雇用のセーフティネットの対象から外れており、日常生活においても大変苦しい状況であるといえます。

つきましては、地方財政及び社会福祉を専門に研究されている、奈良女子大学名誉教授 澤井勝氏をお招きし、「深まる経済危機と新しいセーフティネットの再構築」と題し、2009年度総会記念講演会を開催します。

みなさんの多数のご参加をお待ちしています。

と き／2009年6月5日(金) 14:15～
と ころ／(財)三重地方自治労働文化センター 4階大会議室
津市栄町2丁目361番地(自治会館となり)

申込方法／下記にFax、E-mail、または電話でお申し込みください。

申込締切／2009年5月28日(木)

参加費／無 料

主催・申込先／三重県地方自治研究センター
〒514-0004 三重県津市栄町2丁目361番地
TEL 059-227-3298 FAX 059-227-3116
E-mail info@mie-jichiken.jp

※ご来場の際は公共交通機関をお使いください。



開催場所